

アカウンタビリティにおける理論と実証

—コメント—

森 政稔*

1. 問題の所在

最近の政治において、国際政治から地方政治に至るまで、Accountability 概念が注目されている。その実状は各報告において十分示されたが、本コメントでは、なぜ Accountability 概念が今盛んに導入されているのかについて、補足をしたと考える。Accountability の定義についてはそれぞれの報告で触れられたので繰り返すを避けたいが、この「説明責任」とも訳されることの多い概念が、民事・刑事の法律上の責任から区別される政治上の責任であることは、一応前提することができる。そうであるとすれば、この概念は、専制や独裁、全体主義等を別として、近代的な政治システム（源流はもっと遡ることができる）においては、当然に要請されてきたものだと言うことができる。報告の多くが議会政における Accountability の問題を扱っていたが、議会政こそは伝統的に選挙民に対する代表者による責任政治の機関であるという政治学の常識に戻ってみれば、それは真に当然のことと言える。議会政を論じることに私も異論があるわけではないが、そのことによってやや見えにくくなると私が危惧するのは、議会は古くから存在するのに、なぜ今になってこの概念が注目されるようになったのか、という理由の説明である。そこには、やや大げさに言えば、現代の民主政治をめぐる歴史的な変化が潜んでいるのではないかと、私は考えている。

Accountability 概念ときわめてしばしばセットで用いられるものに、Governance 概念がある。

両者の関係については後述するとして、後者の概念の政治学への導入には、いささか奇妙な経緯があるように思われる。すなわち、もともと政治や行政が統治する (govern) のは、ほとんど定義上当然のことであって、あえてそのような概念が必要とは思われないのに対して、近年の Governance 概念は、企業のカヴァナンス (Corporate Governance) をはじめとして、都市のカヴァナンス、大学のカヴァナンス、あるいは「自己の」カヴァナンスなどへ広く展開し、その余波が本来の統治の場所である政治 (国民国家、自治体、国際政治) へと及び、これまでとは違った視点で政治を見直そうとする機運を生んでいるといえよう。一方 Accountability 概念についていえば、報告中でも指摘されたように、経営学、会計学、企業法学といった、政治学の外部で形成された概念に直接的には依拠しており、Governance 概念同様に、社会領域間やディシプリン間の横断が顕著である。このように、政治と経済、公的領域と私的領域を通底するコンセプトの展開には、1980年代以来アメリカ、イギリスを中心に本格的に展開した新自由主義 (neoliberalism) のインパクトが存在すると考えられる⁽¹⁾。

周知のように、勝利した新自由主義は、「小さな政府」「国家から市場へのシフト」等をうたい文句にして、中産階層などの支持を取り付けてきたが、重要なことはこれによって実質的な統治作用 (権力的作用) が減少したわけではないということである。よく知られているように、NPM (New Public Management) の方針に従って、民営化 (Privatization) や、あるいは所有と経営とを分離した Agency 化 (たとえばもと国立の大学や研究施設などの独立法人化) が進められ、

* 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部国際社会科学専攻教授

これまで多くが公的に経営されてきた諸サービスが民間の手に移行した。鉄道、エネルギーといった公共サービスはもとより、治安・警察（民間のガードマン会社による治安維持機能の分担）さらに刑務所の経営や、軍事（「戦争の民営化」）関連までが民営化の対象とされるようになった。

問題はこのような事実そのものではなく、このような事態をどのように解釈するかにある。新自由主義の解釈では、政府機能の縮小が強調されるが、それによってガバナンス機能が縮小するどころか、むしろ社会全般に浸透することが、新自由主義的解釈では見えにくくされている。ガバナンス機能は縮小するのではなく、社会の各領域へと断片化（Fragmentation）するのであって、実質的なガバナンスの範囲は政府（ガヴァンメント）をはるかに超えて拡大し、民間の株式会社や非営利諸団体（NPO）、地域コミュニティなどに広く分有されるようになる。

新自由主義の国家／市場といった二元論的レトリックでは捉えにくい事態が、新自由主義の影響化で生じていることに注目すべきであろう。もともと、新自由主義には国家の市場からの撤退ということでは説明できない権力的な作用が含まれていた。新自由主義国家は決して市場を放任するわけではなく、弱小な主体を淘汰し、また抵抗する社会勢力（たとえば労働組合）を排除して、グローバル化に対応する国際競争力を備えたものへと市場を作り替えようとする。そして国家が市場を利用し、市場との協力関係をもとに統治する、といった政治体制が考えられてきた。また、しばしばポスト新自由主義の体制として特徴付けられる、イギリス・ブレア政権（「第三の道」）にあつては、国家の市場との協力関係は肯定され、さらに市場に加えて「ネットワーク」（NPOやコミュニティ）を、国家との「パートナーシップ」の関係に組み込もうとするねらいが認められる。

先進国における1970年代以来の低成長下における税収の低迷などを考慮するならば、国家の能力が必要とされるガバナンス機能を賄うには不十分であることは明らかであろう。これまで公的機関において扱われてきたガバナンス機能が民間に移管された後、市民がその機能の失敗によって、権利侵害や不利益を蒙った場合に、この機能を担う民間の主体がかつての公的主体と同様に責

任を負い、また市民の側がその責任を追及する道が確保されているかどうかが問題である。たとえば営利企業であることを理由に、それらが十分果たされず、無責任の害悪が社会全体に撒かれるならば、ここにも民主主義の赤字（Democratic Deficit）が生じることになるだろう。

以上の背景を考慮するならば、今日 Accountability および Governance の議論が必要とされる理由をより明確にすることができる。旧来の公的領域、私的領域を貫通したガバナンスの拡大により、株式会社、NGO、自治体、国民国家を問わず、それらを貫いて、市民など利害関係者を保護するための共通の発想を必要としていることである。これらの発想が新自由主義の新しい社会環境のもとに必要とされたことは否定できない。しかし、これらの発想が、新自由主義による国家と社会（市場）の二元論と極端に縮減された統治についての見方に満足するのではなく、旧来の領域を横断して実質的な権力作用を問題とし、市民の権利義務との関係でそれらの作用を把握しようとする点でメリットを持っているとすれば、それは新自由主義から発しつつもそれを内在的に批判する試みとして評価に値するということができよう。

背景についての最後として、国際関係におけるこれらの概念の必要性について、簡単に付け加えたい。近年の国際社会を特徴付けることの1つは、言うまでもなく主権を有する国民国家に限定されない多様なアクターの出現である。たとえばEUのような「超国家」のほか、多国籍企業や国境を超える非営利団体などのNGOがこれに含まれる。また最近では「アメリカ帝国」もまた、その巨大さのゆえに、従来の国民国家の枠では把握することの難しい行動を展開している。これらの多様な主体は、国民国家レベルの民主主義（制度的には現在も民主主義は基本的に一国単位で考えられている）によってはコントロールが困難であったり、またNPOのように国民国家では実現されにくかったりすることを直接参加によって行うことを目的としている。いずれの場合も民主主義の制度的枠組みと現実が生じる影響関係とが一致せず、また一致しないのを救済しようとする試みである点が共通している。グローバル・ガバナンス論はこのような事態があたりまえになった国際社会に照準して、民主主義的コントロールを再構成する

試みと考えることができるだろう。

このように見て来るならば、Accountability および Governance 概念の政治学への出現が問うものは、政治（学）上ひとつの主題の追加に止まらず、少なくとも可能性としては、民主主義の成り立つ空間や、その主体、受益者、権利義務関係などを根本的に考え直す契機を含んでいると言うことができよう。

2. Corporate Governance と Accountability

経営学をはじめとする領域において、Corporate Governance（企業統治）論が隆盛していることは、あらためて指摘するまでもない。筆者の専攻はこのような領域から遠いため、これを主題として論じようとするものではない。ただ、筆者の眼に触れたわずかなものを通して、先に述べた理由から、最低限他分野での背景を検討しておくことが必要だと考えるからである⁽²⁾。

まず、Corporate Governance 論は非常に隆盛しているが、何をもって Governance と考えるかという定義のレベルですでに、論者間に大きな食い違いがあるように思われる。書店で多数売られているビジネス書などにおいては、企業統治はたいてい株主の利益を最大化し、もっぱら株主に責任を負うべき経営者に対する監視として把握されていることが多いようである。すなわち、会社を株主の所有物として把握し、あるべき支配関係を所有関係から引き出す考え方であり、「株主資本主義」と称される考え方と一致する。背景としては、従来の日本的経営に替わるアメリカ的なグローバル・スタンダードとして、この考え方が採用され、最近の新自由主義的な立場とも親近的であるといえる。

しかし、Governance の考え方について、アメリカでも立場が一致しないのは、経営学関係の学術書を覗いてみればすぐにわかる。多くの場合、Governance は、株主（Stockholder）をはじめとして、しかし株主ばかりではなく、多くの利害関係者（Stakeholder）の利益を配慮した経営戦略であるとされる。すなわち、株主、債権者のほか、顧客、消費者、従業員、コミュニティ、自然

環境といった、会社の活動によって影響の及ぶ範囲が配慮されるべきことになる。

株主を別格の Stakeholder と考える立場から、むしろそれ以外の公益と関係する Stakeholder を重視する立場までさまざまでありえるが、立場によって経営者が負うべき Accountability の性格が大いに変わってくることは明らかである。企業の社会的責任論（CRS）に通じる後者では、Stakeholder の多様性および利害の相反可能性から、経営者の Accountability は非常に複雑なものになる。また後者の立場では、企業統治（Corporate Governance）は企業支配（Corporate Control）とは区別され、むしろ対極にあるものとして把握される。

このような議論が出て来た背景には、会社における株主と経営者の関係の顕著な変化が存在する。会社が基本的に少数の個人株主に担われ、所有と経営とが一致していた時代から、巨大な株式会社形態を中心とし、所有と経営とが分離する「法人資本主義（Corporate Capitalism）」の時代へと移行した、とされて久しいが、近年ではさらに新しい変化が生じているとされるからである。

法人資本主義の時代の代表的な論者であるパーリとミーンズによる著作（*The Modern Corporation and Private Property*, 1932）によれば、株式会社の巨大化による株主の分散化は、多数の株主によるコントロールを保障するわけではなく、逆に一株あたりの決定権が小さくなり、多くのパーセントを有する株主が存在しにくくなることによって、株主による会社の支配力は減少する。

株主に替わって企業支配を握るのは経営者である。株主は次第に企業経営に関心を持たなくなり、議決権を経営者に委任する傾向が強まる。また株主が経営者と対立した場合、株主は株式を売却して退出する、いわゆる「ウォールストリート・ルール」に従うことが一般的となった。第2次大戦後の富裕化を背景として、株式を取得した一般大衆が民主的に株式会社を支配するという「人民資本主義（People's Capitalism）」なるものが主張されたこともあったが、幻想に終わるほかにはなかったのである。

このような経営者支配のあり方が変貌するようになったのは、株式所有における巨大な機関投資家の割合が増大したことと関連がある。公的・私

的な年金基金, 生命保険会社, ミューチュアル・ファンドなどの機関投資家は, すでに1950~70年代にかけて勢力を拡大したが, 当初はまだウォールストリート・ルールに従い, 経営への関与を控えていたとされる。しかし, 60年代半ば以降, 事態は変化して機関投資家による積極的な発言や経営者の更迭が目立つようになる。この頃から頻発するM&Aに経営者は対抗策を打って来たが, それが株主の利害を損ねるようになったことが原因と見られている。しかし, それだけでなく, 機関投資家は巨大になったため, 容易に退出(exit)することができなくなったこと, またとりわけ公務員などの公的年金を運用する年金基金においては, 連邦レベルで承認された公共的性格から, 年金受給者の利益を守るために, 経営に介入することがむしろ義務だと考えられるようになったことが重要であるという。アメリカにおいて株主積極主義は, たとえばヴェトナム反戦を主張するニューレフトが軍需産業などの株を買って株主総会で発言を求めた例がある。思想的な背景は異なるが, 公的性格を有する投資機関が, 退出から発言(voice)へと方向を変えたことは注目される。

経営者に対するコントロールはもちろん, 株主によるもの(株主総会)に限られてはいない。アメリカ企業における経営の最高責任者(Chief Executive Officer:CEO)の権力は強大であることで知られるが, このCEO権力をいかに外部から徹底的に監視, 統制するかが, アメリカ企業のガバナンスを特徴付けているといっても過言ではないだろう。株主総会で選任される取締役の過半数が社外取締役(Outside Director)であるのが大きな企業では常識であり, CEO以外はすべて社外から, というケースも珍しくない。また取締役会の下に置かれる監査委員会のもっぱら外部者で構成され, 社外取締役を選任する指名委員会もまたCEOの権力から独立している。このように取締役会は経営者側の機関ではなく, 株主やその他のStakeholderたちの利益を守るために経営者側を監視する機関として位置付けられており, 少数民族の権利, 男女平等, 環境保護などの見地から社外取締役がこのようなStakeholderの利害のために介入することもあるとされる。

もとより, このようなCorporate Governance

の理念が実際にうまく機能しているかどうかは別問題のようではある。あまりに悪名高く頻繁に言及される「エンロン社破綻事件」(2001)にあっては, このアメリカ最大級のエネルギー卸会社は, 制度的には最も理想的にCorporate Governanceの要件を満たしていたとされる。それにもかかわらず, 経営者と公認会計士とが共謀で不透明な簿外債務を隠蔽し, 粉飾決算を行ったことが破綻につながったが, これを防ぐことができなかった。経営者は自己利益しか考えず, インサイダー取引や自社株売却によって膨大な利益を得て逃亡した。その結果, 顧客, 従業員, 地域などのStakeholderたちに多大な損害を与えるモラル・ハザードをもたらすことになった。

3. 民主主義と外部性

政治におけるAccountabilityの本題に戻ることにしよう。Corporate Governanceがうまく機能しているかどうかは保留するとしても, その外部からする監視の理念は民主主義にとっても示唆するところがあると考えられる。現代日本の民主主義の制度にも, 会計監査をはじめとして外部からの監視が取り入れられており, また最高裁判事の国民審査や民主主義の制度上の中心と言える国会議員の定期的な選挙および解散が, 有権者による権力者, 代表者の監視になっていると, 一応は言うことができる。

しかし民主主義の理念はとりわけ20世紀においては「自己決定」であり, 代表するものと代表されるものとの間の関係は, 多く同一性のもとに把握されてきたことも否定しがたい。代表者による決定がなるべく「民意」(その実体的存在は現在では疑われている)に近いことが理想とされ, そうでない場合は近づける努力が要請されるが, 両者の同一性の想定そのものは疑問とされることは少なかった。男女普通選挙制のもとであっても, 代表されない, されにくい外部が存在することに注目が集まったのは, 民主主義論において, 比較的近年のことである。その中には, 構造的少数者, 外国人, 子どもなどが含まれ得る。さらにそれに加えて, 最初に触れたように, 新自由主義のもと

では、実質的な Governance 機能が、公的意思決定をバイパスして、私企業の営利戦略にゆだねられることが日常的な事態となっている。また世界秩序の作り替え、戦争、グローバルな環境破壊といった地球規模の政治において、たとえばアメリカ大統領は世界じゅうの人間の運命を左右する権力を有しているが、その民主的正当性はアメリカ国民によってしか与えられることはない。アメリカほど強大ではなくても、日本を含め、一国の Governance の影響は国外に広く及ぶのがあたりまえである。その結果、民主的正当性によって権利を与えられた政治社会の構成員の外部に、広汎な Stakeholder たちが、無権利のまま放置されるということになりやすい。

現在、Corporate Governance のみならず、社会のさまざまな領域で、外部からの声を意思決定に取り入れることによって、Accountability を確保しようとする動きが見られる。たとえば大学においても Governance の必要性が語られているが、これは伝統的な大学の自治とは大きく異なるものである。かつて長く大学の自治が学問の自由の保障とされてきた。1960-70 年代に巻き起こった大学闘争では大学の自治が糾弾されたが、この批判のなかのかなりの部分は大学の自治が特権的な教授層などに制限されている不当性に向けられたものであり、より民主的で理想的な自治の理念そのものが放棄されたというわけではなかった。それに対して、近年新自由主義のもとで進められてきた大学改革（国立大学の独立行政法人化をはじめとして）においては、大学の自治の理念的優位そのものが、それとは別の理念によって覆されつつある。たとえば独立法人化された国立大学において、大学構成員の自治機関（教授会など）の上位に、外部者を中心に構成される経営委員会が置かれたりしている。外部者の人選が公平であるかどうか、学長らの恣意性を強める結果にならないか、実質的にふさわしい人物が選ばれ大学経営に誠実に関心を持ってくれるのかどうか、など問題は多々存在すると思われる。しかし、このような「外部評価」によって社会に対する責任の度合いを高めようとする方向は、個々の授業についての外部評価をはじめ、大学全体に波及している。

以上のように、自己評価に基づく「自治」だけでは、外部社会に対して Accountability を果た

したことにならず、外部評価が必要だとする立場は、「自分のことを最も良く知っているのはかならずしも自分とはいえず、むしろ他者であるかもしれない」という想定にもとづいていると考えることができよう。そこには現代社会に広汎に及ぶ「自己への不安」との共通項を見出すことも不可能ではない。セラピー、メンタルクリニック、カウンセリング等の隆盛は、自己もまたうまく統治されなければならない、Governance の対象であるという認識と対応している。ここに生じている皮肉は、自己決定・自己責任が言われる時代に、自己が何であるかがわからなくなり、他者（専門家）の力を借りることなしに、不安な自己に耐えられなくなっている、という点である。しかもセラピー等はこのサービス自体が商品であり、それを購入する主体性を前提しているが、もはやこの主体性こそが喪失しているという悪循環に陥る可能性を含んでいる。

自己への不安は自然人のみならず、法人にも及んでいる。2005 年には日本でも株式会社間の M&A 合戦が盛んに報道されたが、それに震撼した会社であって、会社とはいったい何のために存在し、誰のものであるのか、などとアイデンティティの危機が語られることになったのは記憶に新しい。外部の視点はこのような危機への対応であると同時に、危機の表現であるともいえよう。それはとりあえず安心と社会的承認を得る、という手法ではあるが、エンロン社事件のように空洞化して巨大な破綻を引き起こすこともありえるわけで、「監査社会」の実質的な空虚さが露出しているのである。

しかし、以上のような問題点を承認したうえで、外部の視点を導入することなしに現代の諸集団を健全に運営することは困難だということは、ある程度は承認されるべきであろう。この点で最も大きな問題は、今なお最強の社会集団である国民国家である。国民国家が均質の民族集団によって担われる、というフィクションは、学問上は徹底的に批判されて久しい。しかしその実際において国民国家は外部の視点を制度的に取り入れる点で配慮に乏しく、最近中国および韓国と日本の中に生じた抗争が示すように、ナショナリズムが高揚すると、最も排他性の高い集団となるのは今も変わらない。

新自由主義が諸集団に何らかの外部性への準拠を要求するなかで、国民国家だけがその例外とされ、逆に排他性を強めていること（EUのような試みは新自由主義とは必ずしも重ならない立場に担われている）、この異常さをまじめに取り上げ、ここから生じる暴走の危険への対処を検討する必要がある。

4. 政治思想史における Accountability につながる思考

会社の Governance をめぐって、「会社は誰のものか」という議論がなされたが、それでは国家（政治社会）はいったい誰のものなのか。あるいはこのような問いの立て方が間違っているのだろうか。

最も単純な発想のひとつは、国土・人民のすべてを国王の所有物とみる考え方で、ロックが批判したフィルムアの王権神授説にその代表例を見出すことができる（もちろんすべての君主政がそのように考えたわけではなく、絶対主義においてさえそうでないものもある）。これは主権という概念に親近的であり、主権を国王から奪取しつつ人民主権へと再構成した近代革命以後の民主主義思想においても、主体は交替しつつもこのような発想自体は生き延びていることは稀だとはいえない。たとえば、ロシア革命におけるボリシェヴィキは自らをあるべき（現実ではなく）人民の利益と同一視し、前衛と称したが、このような場合、前衛の行動を制約する制度的保障は何もなく、現実の人民に対する Accountability の生じる余地はほとんどない（前衛と人民の意見が対立するときは、人民の方が誤っているとされる）。

民主主義が主体性を軸に説かれる（それは一定程度は必要なことだが）さいには、たいてい Accountability は論じられることはあっても中心的にはなりにくい。それが中心的に論じられるには、行為者とその行為者の行為によって影響を受ける人々とのあいだに非同一性が生じる場合であると考えることができる。こうしたケースとしては、たとえば古代スパルタにおけるエフォロス（監察官）、あるいは古代ローマの良く知られた護民官（tribunus plebus）などをあげることができ

よう。後者は、ローマ史において貴族と平民の争いが激化するなかで、貴族の専横に対して平民の立場を保護することを任務として設けられた官職であり、平民の集会で任期を1年として選出された。護民官は拒否権（veto）を有し、その不可侵権を貴族も承認していたという⁽³⁾。またフランス革命時のドイツの哲学者フィヒテは、その自然法論において、従来の王権への服従を説く決して民主的とはいえない国家構想を示したが、そのかわりスパルタを想起させるエプフォラート（監察官）と呼ばれる官職を置いてこれに強大な権限を与え、エプフォラートが為政者を不当としたさいは、全住民の集会が行われ、エプフォラートと為政者のいずれを支持するかの投票により、敗れた方は国外追放にされるというものであった。いずれの場合も、自ら声をあげることでできない平民に代わって、自己ではなく他者のために権限を行使することが期待された官職であるということが出来る。

このような政治思想史に伝わる発想が、新自由主義のもとで勢力を得ている、私的所有一自己決定の系列にある政治理論とは大きく異なることは明らかだろう。最後に16世紀の代表的なモノルコマキ文書、『ウィンディキアエ』⁽⁴⁾が持つ、意外とも思える一側面を検討することで、国家論と政治的 Accountability 論の可能性について言及しておきたい。

ウィンディキアエが想定する国家は、国王と人民とが共に神に対して服属する面と、国王と人民の関係において人民が国王に対して優位にある面とによって構成されている。国王は神によって指名を受けるだけでなく、人民の合意を介してはじめて即位することができる。国王は人民に責任を負うと共に、国王と人民とは連帯して神に責任を負う。それゆえ、国王は王国の所有者ではありえず、国王に対しては人民がその所有者であり、さらに真の王国の所有者は神ということになる。王国と国王、人民の関係は船の比喻によって印象的に語られている。船には安全な航海のために、舵取り人＝統治者（gubernator）が必要であり、航海中は船に乗り合わせた全員が彼に服従しなければならない。しかしこの舵取り人はいわばオーナー船長ではなくて、雇われ船長にすぎず、舵取り人は「召使という属（genus）に含まれ、ただ

種 (species) の点で他の雑役夫と異なる」にすぎない。船 (王国) の所有者に当てはまるのは人民であって、舵取り人 (国王) は所有者である人民がいつでも撤回し返還させることができる条件のもとでの権威と権力を占有する (possideo) にすぎない。

『ウィンディキアエ』文書はしばしば、スピノザ、アルトジウスを経てルソーへとつながる人民主権論の文脈のなかで把握される。もとよりそれが誤りというわけではないが、この文書は人民の直接的で主体的な行為を予定していない点で、近代の主流的な民主政論とは異なっている。そして、人民主権的な民主主義論が、社会関係の複雑化のなかで、統一的な人民概念を喪失して、その役割をほぼ終えたのに対して、先に見たような、それに近いがはみ出す領域に、政治思想としての可能性があるように思われる。

もうひとつは新自由主義との関係である。新自由主義の思想的な祖先は、きわめてしばしばジョン・ロックの私的所有権擁護に見出される。ロックが試みたことは、私的所有を支配と結びつけることではなく、そのようなフィルマーの政治権力の正当化論を批判して、支配の領域と私的所有の領域とを区別し、統治者に各人の私的所有を保全することを職務 (office) として課すことであった (Accountability の契機)。しかし、最初の節で検討したように、現在の新自由主義のもとでは、

ガバナンス機能の分散によって公私の領域を区分する境界は崩れており、このような条件のもとで私的所有の原理を貫くとすれば、ロックの意図とは全く逆に、社会のあらゆる領域での私的所有による (実質政治的な) 支配を帰結することになる。公的 Accountability にもとづく政治理論を構想するとするならば、私的所有の政治理論を踏まえつつ、それを超越することが必要になるだろう。

[注]

- (1) 以下の記述について、とくに次の著作が参考になった。
Anne Mette Kjaer, *Governance, Key Concepts*, Polity Press, Cambridge, 2004.
- (2) 以下の Corporate Governance についての記述では、以下の著作を参考にした。
佐久間信夫『企業支配と企業統治：コーポレートコントロールとコーポレートガバナンス』白桃書房、2003年。
渋谷博史、首藤恵、井村進哉 (編)『アメリカ型企業ガバナンス：構造と国際的インパクト』東京大学出版会、2002年。
- (3) 長谷川岳男、樋脇博敏 (編)『古代ローマを知る事典』東京堂出版、2004年、p.66。
- (4) S. I. Brutus, *Vindiciae Contra Tyrannos, sive De Principis in Populum Populique in Principem, legitima potestas*, 1579 (城戸由紀子訳『僭主に対するウィンディキアエ』東信堂、1998年) この訳業に大いに感謝と敬意を表したい。